

序

三十四年の長きにわたり、法学部にご勤続された加藤久雄教授が平成二〇年三月末日をもって退職される。長年、法学部のためにご尽力いただいたことに対し、学部を代表して深くお礼を申し上げたいと思う。

加藤久雄教授は一九四二年七月八日に名古屋で出生され、名門愛知県立旭丘高校を卒業された後、慶應義塾大学に進学された。一九六八年に慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程を修了され、その後、大阪大学大学院法学研究科博士課程において故瀧川春雄教授のもとで精神病質（人格異常）犯罪者の刑事責任能力の問題に取り組まれた。以来、加藤教授はこのテーマをライフワークに日本語のみならずドイツ語等でも多くの論文を執筆された。大阪大学時代には、全国の刑務所を訪れ、約三千人の受刑者の中から精神病質傾向を示すと思われるものを抽出し、染色体異常の検査を行うなど、このころから加藤教授の「現場主義」が発揮されたという。加藤先生のような実証的な現場主義は、先生のもとで研さんを積んだ若手研究者によれば、ゼミ生を引率しての刑事施設見学でも垣間見ることができるといふ。

加藤先生は一九七一年に大阪大学大学院博士課程を単位取得退学され、日本学術振興会奨励研究員となられた後、七三年に刑事法の担当教員として慶應義塾大学法学部専任講師に就任し、その後八四年に教授に就任した。この間、一九八二年には後述する『治療・改善処分の研究』により法学博士号を授与されている。加藤先生が担当された科目としては、刑法、刑事政策、医事法、犯罪学などがある。

一九七五年から七七年までは、フンボルト財団奨学生としてミュンヘン大学に留学された。上記の研究をきっかけに、ミュンヘン大学でシュラー・シュプリングホルム教授にも師事され、ドイツの社会治療処分をはじめとした分野にも研究を広げられた。さらに、八四年から八五年にはミュンヘン大学法学部講師、八八年にはブレーメン大学社会学部客員教授、九五年から九六年にはミュンヘン大学客員教授も勤められるなど、国際的にも活躍された。

なお、精神障害者と刑事責任能力そしてその処遇に関する問題は、大阪で起きた池田小学校の事件を契機に、日本でも二〇〇三年に「心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（心神喪失者等医療観察法）が成立し、二〇〇五年より施行され、現在さまざまな形で議論が進められて実務も進んでいる。ドイツではそのかなり以前に議論が活発化しており、それらの先進的な取り組みについて、加藤先生は先見の明で研究されていたのであった。そしてこのテーマについては、『人格障害犯罪者と社会治療——高度に危険な犯罪者に対する刑事政策は如何にあるべきか』（二〇〇二年、成文堂）にまとめられた。

それ以外にも、一連の研究の成果は『治療・改善処分の研究』（一九八一年、慶應通信）、『犯罪者処遇の理論と実践』（一九八四年、慶應通信）、『刑事政策学入門』（一九九一年、立花書房）、『組織犯罪の研究——マフィア、ラ・コzza・ノストラ、暴力団の比較研究』（一九九二年、成文堂）、『暴力団』（岩波ブックレット no. 323）（一九九三年、岩波書店）、『刑事政策学』（一九九五年、慶應通信）、『医事刑法入門』（一九九六年、東京法令出版）、『ポーダレス時代の刑事政策（改訂版）』（一九九九年、有斐閣）、『ポストゲノム社会における医事刑法入門（新訂・補正版）』（二〇〇六年、東京法令出版）などの著書として結実している。

一九九一年から九九年までは刑事政策の司法試験考查委員、また同時期に法制審議会刑事司法部会幹事として社会的な活動にも参加された。さらに医学と法学という異なる分野の専門家を交えての研究会を積極的に開催され、

医事法という法学部の法律科目に医学の専門家を講師として招く学際的な授業科目の推進にも意欲的に取り組まれた。

加藤教授は高校までは野球に燃える青年であったためか、見るからに勇壮な体格をしておられる。しかし近年体調を崩され、先生らしくないややお元氣のないお姿を拝見することも多くなった。ぜひとも先生が万全な体調に戻られ、元通りの元氣なお姿で今後とも意欲的に研究に従事されることを切にお祈りしたい。

平成二〇年一月

法学部長 国分良成